

仕 様 書

1 業務の概要

- (1) 件 名 第35回千種区民まつり企画・運営業務委託
- (2) 開催日時 令和6年10月6日(日)
午前9時30分から午後3時00分
*小雨決行(但し、警報発令時等は中止)
- (3) 会 場 平和公園メタセコイア広場【別紙1参照】

2 委託期間 契約締結の日から令和6年10月7日(月)までとする。

3 業務内容

(1) 会場設営及び撤去等

ア 日時

【別紙2】の「第35回千種区民まつり 設営・運営・撤去タイムスケジュール」のとおり

イ 設営及び撤去内容

- ・【別紙3】「設計書」に基づき、会場全体において必要な資機材の調達、運搬、設置、撤去を行うこと。
- ・【別紙3】で指定するテント数については、既定より大きいテントを側幕で仕切ることによって必要ブース数を確保する仕様としてもよい(ブースの配置は【別紙1】「会場配置図」を参照)。
- ・機材は当日直ちに使用できるよう、燃料などが十分補充されており、汚れ、破損などが無いものを準備すること。また、異常や故障などが発生した場合には、速やかに対処すること。
- ・テント等は不意の突風にも耐えることができるものとし、配線等はプロテクターで保護するなど来場者等に危険のないよう配慮すること。
- ・設営・撤去作業が余裕を持って完了するよう計画を立てるとともに、十分な作業員等を配置すること。

ウ 公園設備への配慮事項

- ・会場内の車両の乗り入れについては、舗装面のみを通行することとし、芝生などの非舗装面には乗り入れないこと。やむを得ず非舗装面に乗り入れる際は必ず養生を行うこと。
- ・会場内の施設物件、樹木等に損害を与えないようにすること。万一損害を与えた場合は実費弁償、又は現物を補償すること。
- ・設営時の地面への杭打ちは撤収時に原状復帰を行うことを条件に認めることとする。

エ 周辺環境への配慮事項

- ・設営・撤去作業にあたっては近隣住民等の生活に支障がないようにし、また参加者等の安全に配慮すること。
- ・周辺道路は生活道路であるため、作業車両を滞留させないようにすること。

(2) その他の運営業務（音響関係）

開閉会式及びステージイベントについて、音響機器・各種資材等を準備・設置するとともに、受託者において、当日必要な音響スタッフを配置し円滑な運営を行うこと。

4 提出書類

受託者は、契約後に着手届を遅滞なく提出するとともに、業務完了後は業務完了届を遅滞なく提出しなければならない。（様式任意）

5 危険担保

業務完了前に生じた損害又は第三者の被害は、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者が一切を負担又は賠償すること。

6 一括再委託の禁止

受託者は、本件業務の全部を一括して再委託できない。

7 契約の解除について

- (1) 委託者は、受託者の責に帰すべき事由によって、円滑な実施が不可能になったとき又は不可能になる可能性が極めて高くなったときは、受託者からいかなる請求も受けることなく本契約を解除することができる。
- (2) 委託者は、臨時の選挙が令和6年10月6日（日）となったときは、契約を解除することができる。その場合、受託者は、すでに準備作成中のものにかかる費用を除き、本契約にかかる一切の代金（損害賠償金を含む。）を請求できないものとする。

- (3) 不可抗力な事由により、区民まつりが中止となった場合の支払代金については、中止により支出を要しないこととなった金額の相当額を契約金額から減額した額とする。ただし、減額後の支払代金は、下表の金額を超えない額とする。この場合において、不可抗力な事由とは、気象警報などの荒天時、天災時または感染症の流行などの場合をいう。

受託者への 中止決定伝達時期	支払上限額	(減額割合)
ア 前日の午後または当日	契約金額の100%以内	0%以上
イ 前日の午前	契約金額の90%以内	10%以上
ウ 2日前の午後	契約金額の75%以内	25%以上
エ 2日前の午前まで	契約金額の70%以内	30%以上

8 その他

- (1) 当日（前日の設営時も含む）は担当責任者を会場に常駐させ、常に連絡が取れる体制をとること。
- (2) 当日（前日夜間も含む）の会場内及び周辺の警備、交通整理については、別途契約予定のため本業務委託には含まないものとする。
- (3) 仮設トイレのし尿処理については、別途依頼予定のため本業務委託には含まないものとする。
- (4) テント設営について
 - ・学区テントには中仕切りを付けること。（3間×4間 7張）
 - ・飲食物販売テントについては、隣接するブースの間に側幕を付けること。
 - ・区民休憩テントは、側幕なしとする（2間×3間 2張）
 - ・出演者控えテント、授乳用・おむつ交換テントは、四方側幕付とし、出入口を来場者の目に付きにくい位置に設けること。
 - （出演者控えテント 2間×3間 2張）
 - （授乳用・おむつ交換テント 2間×3間 1張 中仕切り）
 - ・休憩・救護テント、着ぐるみ着替え/警備・ボランティア用テントには中仕切りをつけること。（2間×3間 1張）
 - ・その他、側幕の位置は別途指示するものとする。
- (5) 終了後の撤去作業は、当日および翌日に行うこととし、原状復帰させること。

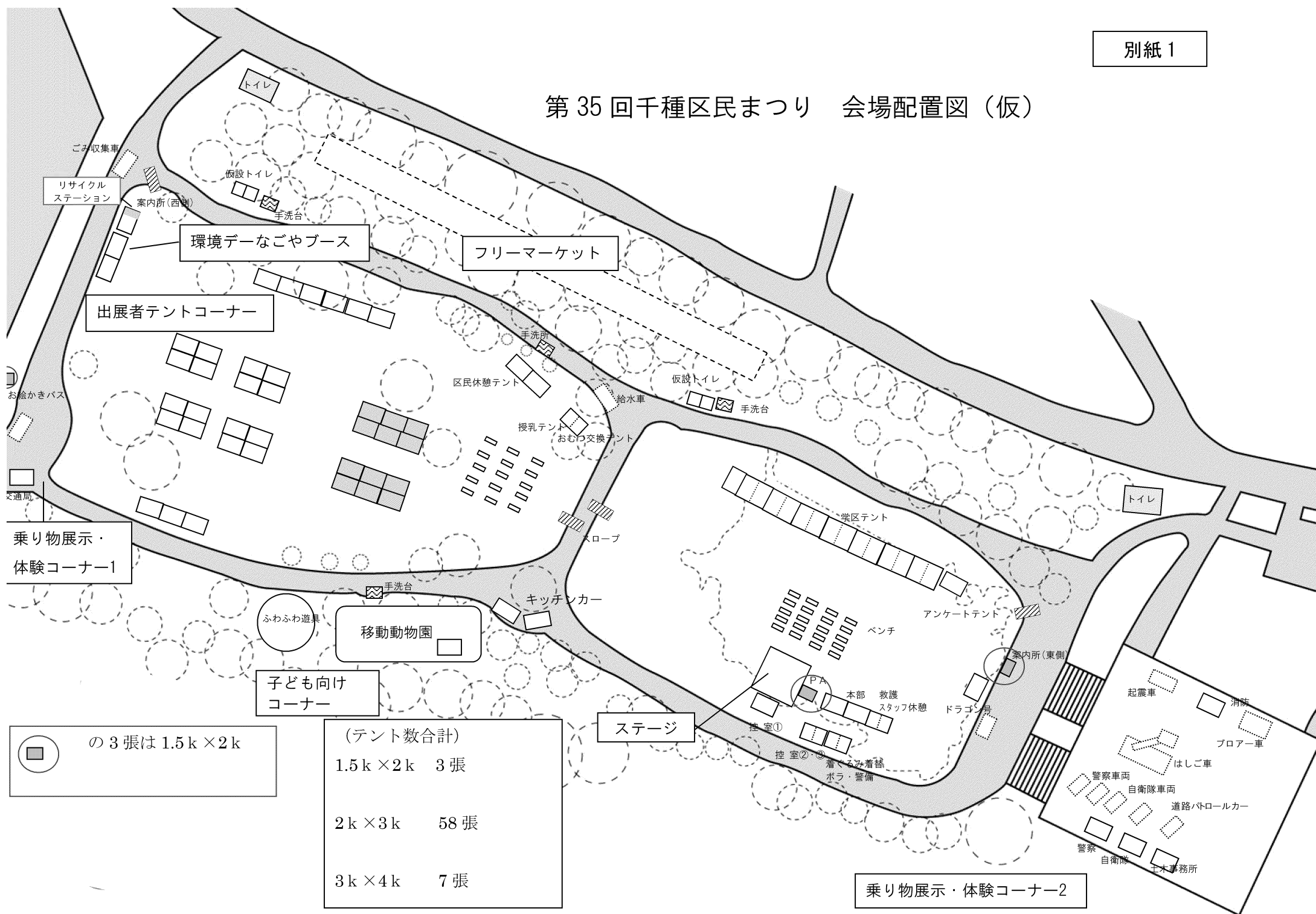
(特記事項)

- (1) 本件業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (2) 仕様に定めのないことは、委託者と協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は本件業務の遂行にあたり知りえた情報について、本件業務の履行の目的以外に使用してはならない。また委託者の許可を得ることなく第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本件業務を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 本件業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、委託者と十分協議して決定すること。

(遵守事項)

業務の履行にあたっては、【別紙4～8】「情報取扱注意項目」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」、「グリーン配送に関する特記仕様書」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

第 35 回千種区民まつり 会場配置図（仮）



第35回千種区民まつり 設営・運営・撤去タイムスケジュール

・10月5日(土)

- 8:30 会場設営開始(テント・ステージなど)
- 17:00 最終チェック
- 18:00 終了予定～警備引き継ぎ

・10月6日(日)

- 6:30 スタッフ入り、音響チェック
(7:45～ 模擬店・出展者搬入～準備)
- 9:30～ 千種区民まつり**
- 15:00 イベント終了
撤去～搬出～清掃
- 18:30 終了予定

・10月7日(月)

- 8:30 撤去開始
(時間未定 仮設トイレし尿くみ取り)
- くみ取り後 撤去完了
清掃終了・公園事務局チェック

(機材、機器)		設 計 内 訳				
番号	項 目	数量	単位	単価	金額	摘 要
1	ステージ	1	基			W9000×D5400×H900程度、ステップ2カ所・車椅子スロープ付、屋根なし
2	ステージバックパネル	1	枚			W9000×H2700程度 ※パネルデザインは委託者より別途データで提供
3	ステージ下装飾幕(W9000×H900)	1	張			簡易なもの
4	イントレ	2	基			ステージ音響スピーカー設置用
5	テント(3K×4K)	7	張			※ウエイトによる固定
6	テント(2K×3K)	58	張			※ウエイトによる固定
7	テント(1.5K×2K)	3	張			※ウエイトによる固定
8	テント用ウエイト	1	式			テント数に応じた必要数を設置
9	テント用側幕	252.0	間			
10	長机(W1800×D450)	163	台			
11	折り畳みパイプ椅子	324	脚			
12	ベンチ	47	脚			3～5人掛け
13	カラーコーン(ウエイト付)	30	個			H700、4色程度の色分け
14	コーンバー	20	本			W2000
15	リアカー	1	台			
16	仮設トイレ 簡易水洗	4	基			長さ20m程度
17	仮設トイレ 手洗い	2	台			運搬費含む(汲み取りは別途依頼)
18	仮設流し台	2	台			
19	毛布	2	枚			救護所用
20	消火器	2	本			
21	台車	2	台			
22	段差ブロック養生	1	式			搬入出時の展示用車両の公園進入対応
23	段差解消処置	1	式			車椅子通行時の会場内段差解消、常設4カ所程度
	小 計 (機材、機器)					

(設営・運搬・撤去・清掃)		設 計 内 訳				
番号	項 目	数量	単位	単価	金額	摘 要
24	設営・撤去・清掃費	1	式			
25	運搬費	1	式			
	小 計 (設営・運搬・撤去・清掃)					

(電気関係)		設 計 内 訳				
番号	項 目	数量	単位	単価	金額	摘 要
26	発電機	2	台			設置場所別途指示
	小 計 (電気関係)					

(音響・照明関係)		設 計 内 訳				
番号	項 目	数量	単位	単価	金額	摘 要
27	ステージ音響関係設備	1	式			ステージ周辺～公園内をカバーする程度。CD・MD再生、オペレーター等含む。 ※会場外への音漏れの影響に配慮してスピーカー等設置する。
	小 計 (音響・照明関係)					

	項 目				金額	摘 要
	設計内訳合計額					
	消費税等					
	設計金額					

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。)その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報(名古屋市(以下「委託者」という。))が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 受託者は、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成 16 年名古屋市規則第 50 号)第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物(委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法(受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例)に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る委託者の解除権)

第1条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号

のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 第 1 条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(委託者の解除権)

- 第 2 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受

託者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、名古屋市は、当該契約保証金又は担保をもって第 2 項の違約金に充当することができる。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。